

令和7年度における広島県の障害者就労施設等からの
物品等の調達の推進を図るための方針

令和7年4月1日

1 趣旨

本県では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、県が令和7年度に行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 対象となる施設

本方針の対象となる施設等は、次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所・施設等
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
 - エ 小規模作業所（障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設）
- (2) 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等に準ずる者
 - 次の事業所等のうち、(1)に準ずる者として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく知事の認定を受けた者
 - ア 障害者を多数雇用する事業所
 - (ア) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
 - (イ) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
 - イ 在宅就業障害者等
 - (ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に基づく在宅就業障害者
 - (イ) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に基づく在宅就業支援団体
 - ウ 受注内容に対応可能な複数の障害者就労施設等にあっせん・仲介をする業務を行う機関（共同受注窓口）

3 対象となる物品等

調達の対象となる物品等は、障害者就労施設等が製作した物品（原則予定価格が300万円を超えないものに限る。）及び提供できる役務とする。ただし、共同受注窓口から調達する物品等については、自ら製作したものに限らず、他の障害者就労施設等が製作したものについても対象とする。

4 物品等の調達目標

令和7年度における障害者就労施設等からの物品等の調達目標については、次のとおりとする。

目標額 40,600千円

5 物品等の調達の推進方法等

(1) 随意契約の活用

物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を活用し、障害者就労施設等からの調達を積極的に推進する。

なお、次の物品については、特段の支障がない限り障害者就労施設等から発注するものとする。

ア 印刷物以外の物品

予定価格300万円以内で、別に示す「障害者就労施設等における取扱い製品及び役務の一覧」に記載されている事業所が自ら製作している物品

イ 印刷物

名刺、封筒、一枚もののチラシ・パンフレット等及び冊子（黒色単色かつ完全原稿で校正なしのもの）

(2) 障害者就労施設等への配慮

障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するとともに、可能な限り分離分割発注を行うように努める。

(3) 調達の推進に必要な情報提供

調達の推進に必要な障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに情報提供する。

また、県や市町における調達内容や推進のための取組事例、財務制度上の運用に関する調達につながる情報等についても積極的に提供する。なお、障害者就労施設等からの調達が全県的に推進されるよう、必要に応じて、市町、地方独立行政法人や国の出先機関、民間企業等に対しても情報提供する。

(4) 共同受注窓口の活用

障害者就労施設等の調達にあたり物品等の納期、数量、仕様等に係る情報収集や受注調整、発注については、共同受注窓口である公益社団法人広島県就労振興センター及び一般社団法人花と緑のハート事業協会を積極的に活用し、発注促進を図る。

(5) 障害者就労施設等との協働

物品等の品質の確保や調達の円滑化を図るためには、障害者就労施設等における自主的な取組改善が不可欠であるため、その取組を支援するとともに、提供可能な物品等や発注の見直し等について情報交換に努める。

(6) 調達方針及び調達実績の公表

ア 基本方針を策定又は見直しをしたときは、県ホームページ等により公表する。

イ 調達実績については、翌年度に概要を取りまとめ、県ホームページ等により公表する。